

販促計画等の策定のための相談料、補助金・給付金申請にあたって専門家の支援を受けた際の費用を10万円まで補助

# 令和3年度 新宿区専門家活用支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた区内中小企業・個人事業主の方が、今後に向けた販促計画をはじめとする、事業再興に向けた事業計画の策定や、各種補助金・給付金等の申請にあたって、専門家の支援を受けた際にかかる費用の補助を行います。

## <活用可能な専門家>

行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士  
民間コンサルティング会社等

## ◆対象者：区内中小企業・個人事業主の方

【法人の場合】本店登記が区内にあり、本店（営業の本拠）を区内に有していること

【個人の場合】事業所（営業の本拠）を区内に有していること

（事業税及び住民税を滞納していないこと。国または他の自治体から同種の補助金を受けていないこと。）

## ◆補助対象経費

①今後に向けた販促計画をはじめとする、事業再興に向けた事業計画の策定のための相談料・コンサルティング経費等

②各種補助金・給付金等の申請にあたって専門家の支援等を受けた際の費用

※補助上限額の範囲内で上記①②を同時に申請することも可能です。

【注意】官公署に提出する各種補助金・給付金等の申請の提出書類の作成業務と申請代行業務については、行政書士法に基づき、他の法律（社会保険労務士法、税理士法など）に定める場合を除いて有料で受任することができる専門家は行政書士だけです。ご注意ください。

## ◆補助率

補助対象経費の **10 / 10以内**（千円未満の額は切り捨て）

## ◆補助上限額：10万円 ※上限額に達するまで、複数回の申請が可能です。

（各種補助金・給付金等の支援を受けた際の費用は **1件**につき、**24,000円まで**）

## ◆対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

## ◆申請受付期間（郵送申請）

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

## ◆必要書類

申請書、領収書、納税証明書等（詳細は、**裏面**をご確認ください）



## 【問い合わせ先・申請書提出先】

新宿区文化観光産業部産業振興課・専門家活用支援事業担当

〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階

☎3344-0701 Fax3344-0221

新宿区 専門家活用支援事業

検索



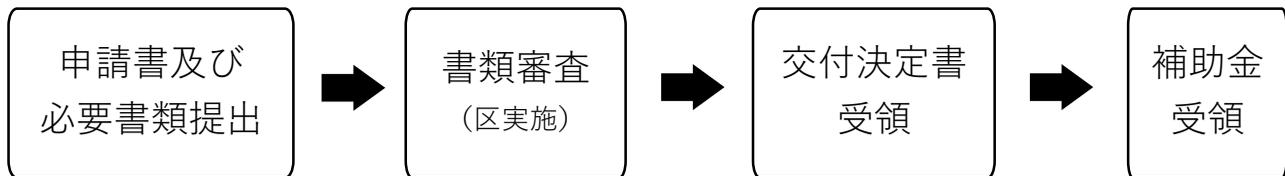
# 新宿区専門家活用支援事業

## 【申込に必要な書類】

No.	チェック☑	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	専門家活用支援補助金交付申請書	新宿区HPからダウンロード可能
※2回目以降の申請時提出不要	<input type="checkbox"/>	支払金口座振替依頼書(2回目以降の申請で同じ口座に振込む場合は不要)	※法人の場合は代表者印(銀行印不可)、個人の場合は個人印を押印
3	<input type="checkbox"/>	事業税の納税証明書	都税事務所で発行 ※発行日より3か月以内のもの。 ※事業税が非課税の場合 【法人の場合】必要 【個人の場合】不要 ※事業開始から1年未満で、事業税納付時期未到来の場合は不要
4	<input type="checkbox"/>	代表者の住民税の納税証明書	課税証明書は不可。住所地の自治体で発行 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※複数代表の場合は、各人分必要 ※発行日より3か月以内のもの
5	<input type="checkbox"/>	【法人の場合】履歴事項全部証明書 【個人の場合】開業届、または所得税確定申告書のコピー	法務局出張所で発行 ※区内に本店登記があること ※発行日より3か月以内のもの 事業所(営業の本拠)が区内であると確認できること
6	<input type="checkbox"/>	活用した専門家(コンサルティング会社)の領収書(写)	※宛名が申請者と同一であること ※但書欄に申請事業の記載があること ※領収書の日付が対象期間内であること (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
7	<input type="checkbox"/>	【販促計画等の作成にかかる経費の場合】 活用した専門家(コンサルティング会社)の実施報告書等	※実施報告書等の成果物の作成日が対象期間内であること (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
8	<input type="checkbox"/>	【補助金・給付金申請にかかる経費の場合】 申請した補助金、給付金の申請書の写し (電子申請の場合は申請画面、受付確認メール等の写し)	※補助金・給付金等の申請日が対象期間内であること (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

## 【費用補助までの流れ(事後申請制)】

### 専門家を活用後



## ★専門家を活用するにあたって、相談先が不明の場合★

区では、本事業と併せて、専門知識を持った指導員(中小企業診断士、社会保険労務士等)を無料で事務所等に派遣する事業「ビジネスアシスト新宿」を実施しています。

独自に専門家を活用することが困難で、「ビジネスアシスト新宿」の利用を希望する場合は、産業振興課までご連絡ください。

### 【問い合わせ先・申請書提出先】

新宿区文化観光産業部産業振興課・専門家活用支援事業担当

〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階

☎3344-0701 Fax3344-0221

新宿区 専門家活用支援事業

検索

